

# かつしか 区議会だより

## 令和3年第4回定例会

12月	2日	本会議（一般質問等）
	3日	本会議（一般質問、議案の付託等）
	6～9日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	10・13・14日	特別委員会（区民サービス向上対策、危機管理対策、都市基盤整備）
	15日	議会運営委員会
	16日	本会議（議案の付託・議決等） 常任委員会（保健福祉・総務） 議会運営委員会

主な内容 2・3面…一般質問 4面…可決された議案ほか

No.252 令和4年（2022年） 1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



松の雪吊り（堀切菖蒲園）

### 固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書を可決

今回の定例会では、7名の議員から区政一般質問が行われました。  
また、令和3年度一般会計補正予算（第6号）をはじめ

とする区長提出議案等24件と、固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書（下欄参照）の議員提出議案1件が可決されました。

### 可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書1件を可決し、関係機関に送付しました。

#### 固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

小規模事業者を取り巻く環境は、昨年来からの新型コロナウイルス感染症の影響により、事業規模の大小、業種・業態を問わず、売り上げの激減、収益の悪化に見舞われており、極めて深刻な状況にある。また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にある。

こうした状況において東京都は、次の軽減措置等を講じてきた。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着している「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置等」が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、東京都に対し、次の事項について取り組むことを強く求める。

①小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を令和4年度以降も継続すること。

②小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を令和4年度以降も継続すること。

③商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を令和4年度以降も継続すること。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。